

学生教育研究災害傷害保険（略称：学研災）

通学中等傷害危険担保特約付

— 加入案内 —

【外国人留学生用】

1 対象となる活動範囲

国内外において、次の教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被る傷害（ケガ）に対して保険金をお支払いします。この保険における傷害は、「身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入、呼吸又は摂取した場合に急激に生ずる中毒症状」及び「日射又は熱射による身体の障害」を含みます。なお、「病気」はこの保険の対象ではありません。

活動内容	補償範囲
① 正課中	講義、実験、実習、演習又は実技による授業を受けている間や、指導教員の指示に基づき研究活動を行っている間（注1）
② 学校行事中	大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間
③①②④以外で 学校施設内にいる間	大学が教育活動のために所有、使用又は管理している学校施設内にいる間（注2）
④ 課外活動中 （クラブ活動中）	大学の規則に則った所定の手続きにより、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化・体育活動を行っている間（注3）
⑤ 通学中	大学の授業等、学校行事又は課外活動（クラブ活動）に参加するため、合理的な経路と方法（注4）で、住居（注5）と学校施設等との間を往復する間
⑥ 学校施設等 相互間の移動中	大学の授業等、学校行事又は課外活動（クラブ活動）に参加するため、合理的な経路と方法（注4）で、学校施設等の相互間を移動している間
⑦ 臨床実習中（注6）	接触感染に対する感染症予防措置を受けた場合

（注1） 私的生活にかかる場所においてこれらに従事している間を除きます。

（注2） 寄宿舍にいる間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間、又は大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

（注3） 学校施設外での危険なスポーツを行っている間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間、又は大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

（注4） 大学が禁じた方法を除きます。

（注5） 社会人入試を経て大学に入学した学生が大学に通う場合は、勤務先を含みます。

（注6） 接触感染予防保険金支払特約（略称：接触感染特約）をつけた場合に限りです。

2 保険金の種類と支払保険金

【1】 死亡保険金・後遺障害保険金（事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または後遺障害が生じた場合）

補 償 範 囲	死 亡 保 険 金	後 遺 障 害 保 険 金 (注1)
「正課中」「学校行事中」	2,000万円	程度に応じて 120万円～3,000万円
「正課中・学校行事中以外で、学校施設内にいる間」 「課外活動（クラブ活動）中」 「通学中・学校施設等相互間の移動中」	1,000万円	程度に応じて 60万円～1,500万円

（注1）死亡保険金と後遺障害保険金とを重ねて支払うべき場合には死亡保険金をお支払いします。

【2】 医療保険金（医師の治療を受けた場合）及び入院加算金

通 院	事故発生時の活動の種別			治療日数（注2）	医療保険金	
	（治療日数1日から対象） 正課中・学校行事中	（対象外）	（対象外）	1日～ 3日	3,000円	
		（治療日数4日以上が対象） 課外活動（クラブ活動）を行 っている間以外で学校施設 内にいる間・通学中・学 校施設等相互間の移動中		（治療日数14日以上が対象） 学校施設内外を問わず、 課外活動（クラブ活動） を行っている間	7日～ 6日	6,000円
					7日～ 13日	15,000円
			14日～ 29日		30,000円	
			30日～ 59日		50,000円	
			60日～ 89日		80,000円	
			90日～119日		110,000円	
			120日～149日		140,000円	
			150日～179日		170,000円	
			180日～269日		200,000円	
		270日～	300,000円			
入院1日につき入院加算金4,000円（180日限度） （いずれの活動種別においても入院1日目から支払われます。）						

（注2）実際に入院又は通院した日数をいいます。傷害を被り治療を開始した日から「医師が必要であると認めた治療が完了した日」の間の実治療日数であり、治療期間の全日数が対象になるのではないことにご注意ください。

留意事項

- (1) 上記の保険金は、生命保険、健康保険、他の傷害保険、加害者からの賠償金と関係なく支払われます。
- (2) 保険金は上記金額に限定されているので、2口以上の加入はできません。
- (3) 同日に複数の病院へ通院した場合でも治療日数は1日となります。1日のうちに2つの病院へ通院しても、治療日数は2日とはなりませんのでご注意ください。

【3】 接触感染予防保険金 (注3)

補償範囲	支払保険金
臨床実習中	1事故につき15,000円（定額払）

（注3）臨床実習の目的で使用する施設内で、感染症の病原体に予期せず接触し（接触のおそれのある場合を含みます）、かつ、その原因となる事故の発生の日からその日を含めて180日以内にその接触感染に対する感染症予防措置を受けた場合が対象です。

3 保険タイプ

所属する学部・研究科により保険タイプが異なります。

研究生等（研究生、科目等履修生、聴講生、日本学術振興会特別研究員（PD）等）は、Aタイプ1年間の加入が基本となりますが、臨床実習等への参加が必要な場合は保険内容が異なりますので、所属部局教務担当へご相談ください。

保険タイプ	所 属
Aタイプ 学研災	B,C,Eタイプ以外の全学部・研究科
Bタイプ 学研災（接触感染特約含む）	薬学部
Cタイプ 学研災（接触感染特約含む） + 付帯賠償（学研賠 + 医学賠）	医学部人間健康科学科 医学研究科人間健康科学系専攻の内、下記の3分野 ・先端看護科学コース高度実践助産学系 ・先端看護科学コース高度実践研究者養成専門看護師課程 ・総合医療科学コース理工系医療科学講座医学物理学分野 ※その他の医学研究科人間健康科学系専攻所属学生は、各人の研究内容を踏まえ、AまたはCタイプを選択
Eタイプ 学研災 + 付帯賠償（学研賠 + 法科賠）	法科大学院

○接触感染特約…臨床実習の針刺し事故等に対する感染症予防措置が対象となります。

○学研賠……………授業中、学校行事中、インターンシップ中（注1）やその往復中などに発生した賠償責任事故を補償します。

○医学賠……………臨床実習等の医療関連実習を含む授業中、学校行事中、インターンシップ中（注1）やその往復中などに発生した賠償責任事故を補償します。

○法科賠……………授業中、学校行事中、インターンシップ中（注1）やその往復中などに発生した賠償責任事故や、臨床法学実習（注2）に伴うプライバシーの侵害などの人格権侵害を補償します。

（注1）大学が「正課」「学校行事」または「課外活動（注3）と認めたインターンシップ」に限ります。

（注2）「臨床法学実習」とは、現実の法律事案を教材とする授業をいい、クリニック、エクスターンシップ、公的機関等における法学実習及び法学実習的要素を有する授業（現実事案や未公開裁判例等を用いた授業をいいます。）を含みます。

（注3）この保険での「課外活動」とは、大学の規則にのっとった所定の手続により、インターンシップ又はボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた学内学生団体が行うインターンシップ又はボランティア活動をいいます。これ以外のクラブ活動中の事故は保険金支払の対象とはなりません。ただし、正課又は学校行事に合わせてその日のクラブ活動（大学が禁じているもの等は除きます。）に参加する場合、その住居と活動場所となる施設の間の合理的な経路及び方法による移動中は対象となる活動に含まれます。

→次ページ 保険料一覧・期間

4 保険料一覧

保険料は卒業までの期間によって異なります。必ず卒業までの期間を一括して申し込み、卒業までの期間（年数）分の保険料を一括して支払ってください。年度途中で加入する場合も、当該年度を一年間とみなし、卒業までの期間分の保険料を支払う必要があります。

転学部（転研究科）、休学等で、最短修業年限を超えて在籍する場合は、保険加入期間が終了する月に改めて保険料を支払い加入してください。

※進学時（学部生から修士課程、修士課程から博士課程、研究生から修士課程または博士課程など）には、改めて加入申し込みが必要です。

卒業までの 期間	Aタイプ 学研災	Bタイプ 学研災 (接触感染特約含む)	Cタイプ 学研災（接触感染特約含む） +付帯賠償（学研賠+医学賠）	Eタイプ 学研災 +付帯賠償（学研賠+法科賠）
1年間	1,000円	1,020円	1,520円	2,640円
2年間	1,750円	1,790円	2,790円	5,030円
3年間	2,600円	2,650円	4,150円	7,520円
4年間	3,300円	3,370円	5,370円	
5年間	4,050円	4,130円		
6年間		4,800円		

※別途「大学生協の学生賠償責任保険」への加入が必要となります。

5 保険期間

- ・4月入学生 4月1日午前0時から所定の卒業年次の3月31日午後12時まで
- ・9月入学生 9月1日午前0時から所定の卒業年次の8月31日午後12時まで
- ・10月入学生 10月1日午前0時から所定の卒業年次の9月30日午後12時まで

* 保険始期の前日までに保険料を支払わなかった場合、保険期間は保険料を支払った日の翌日午前0時から各終期までとなります。

このチラシは学生教育研究災害傷害保険の概要についてご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「[重要事項証明書](#)」をよくお読みください。ご不明な点がございましたら、問合せ先までお問い合わせください。

【問合せ先】

- ・学生教育研究災害傷害保険（略称：学研災）、学研災付帯賠償責任保険（略称：付帯賠償）

京都大学学務部厚生課厚生掛 MAIL：840kousei@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

- ・大学生協の学生賠償責任保険（略称：学賠）

京大生協組合員センター MAIL：ku-seikyo@univ.coop